

- 日時：2024（令和6）年3月11日（月）午前10時～正午
- 場所：尼崎市役所南館B1-1会議室
- 出席者
 - (1) 委員：10名（石元委員（会長）、武本委員、（副会長）、伊藤委員、内田委員、太田垣委員、木村委員、栗本委員、高尾委員、友永委員、朴委員）
 - (2) 事務局：7名（文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課4名）
 - (3) 関係事業者：（株）サーベイリサーチセンター
- 傍聴者：2名（議題1は非公開のため、傍聴者なし）

議事(1) 「国勢調査データを活用した分析に係る最終報告について」の進捗状況について（議事1は非公開）

議事(2) 多文化共生社会推進指針の骨子案について

会長： それでは、議事の2「多文化共生社会推進指針の骨子案について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料4及び机上配布資料に基づき説明——

会長： 今回の指針を検討していた部会の部会長より、補足説明があればお願いします。

委員： 尼崎市の特色を出しつつ、他市と比べても遜色のない指針の原案になっているかと思うが、指針の基本的な考え方の部分において、冒頭の3行では尼崎市が産業都市として発展してきたことを記載しており、その後ろの2行では外国人の人権施策となっており、繋がりが薄いため、尼崎市の産業化に在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国籍住民が大きな役割を果たしてきた、と繋げたほうが良いと思う。

また、2ページの(4)交流し尊重しあうまち、の中で「外国籍住民が自らの国籍や文化…」とあるが、中国人も在日韓国・朝鮮人も日本国籍を取得している人が非常に多く、彼らは国籍ではなく、どこから来たかというルーツを重視している。従って2行目の「自らの国籍や文化等…」は「自らのルーツ・国籍や文化等…」としたほうが良いと思う。

また、参考資料の(2)の①において母語支援とあり、(4)の②において母国語支援とあるが、母語は最初に身に着けた言葉、母国語は自分の国籍の言葉を指し、人によっては乖離が起こる可能性がある。(2)の①は母国語支援としたほうが良いのではないかと。

同じく参考資料の(4)の③において、ヘイトスピーチとあるが、最近の判

例ではヘイトクライムの問題が表面化しており、アメリカにおいてもアジア系住民に対するヘイトクライムが頻発化している。ヘイトスピーチのみではなく、ヘイトクライムも併記したほうが良いのではないか。

委員 : 資料4の(4)において、先ほどルーツの話があったが「外国籍住民」ではなく「外国にルーツのある住民」としないと、対象を狭めてしまうのではないか。

また、指針や施策を検討する際に、外国にルーツのある人を支援の対象として捉えがちだが、日本人側が外国にルーツのある人の文化を理解したり、日本語教育でこちらに馴染んでもらうだけでなく、日本人が相手を理解する「相互理解」が大事だと思うので、基本目標のところにそのような記載がもう少しあると良い。

委員 : 部会において、数回にわたって外国人雇用を行っている企業を訪問し、リアルな声は拾えたかと思うが、ヒアリングはオフィシャルなもので、忖度を感じた。近隣住民にベトナム人が多く住んでおり、世間話ベースで話を聞くと、多くの差別を受けているという声も聞こえる。

また、今回のヒアリングは大人の声がほとんどであるが、尼崎市では子どものための権利擁護が重要視されており、将来的に外国人材の受け入れが拡大されることに伴って、外国にルーツのある子どもも増加する。教育委員会でも、その呼び方については議論されているが、おおよそ外国ルーツの子ども、ということになっている。指針の基本的視点に子どもの人権という言葉が記載されていると良い。尼崎市国際交流協会が日本語教室を実施しているが、教室に通う子どもを持つ母親が、悩み相談の場所がないという声もあり、尼崎市にもひと咲きプラザにて子どもの人権擁護担当課があるが、相談窓口の言語が日本語のみであるため、ダイバーシティ推進課の相談窓口と併せて、子どもに特化した悩み相談窓口を充実させても良いと思う。外国ルーツの子どもは就学義務はないが、就学を希望する場合は、教育委員会は日本人と同じ条件で教育を受けることができるが、希望するところまで行き届かないこともあるので、マルチな言語で市の方が吸い上げていく必要があり、基本的視点のいずれかに外国ルーツの子どもの人権に特化した文言を記載いただければと思う。

委員 : 尼崎市の日本語教育機関について、数ほどの程度あるのか。また、市が直接運営している公的な機関はあるのか。私の地元にある隣保館でも、日本語教室を実施しているが、全く日本語を話せない人も来るため、対応に苦慮している。ボランティアだけでは対応に限界があるため、公的なところでカバーする必要がある。

事務局 : 市内には13カ所の日本語教室があり、市の予算で運営しているところは4カ所、地域総合センターで1カ所あり、合計5カ所である。市の直営であっても、実際の運営はボランティアが中心となっており、その他の日本語教室についても、主にボランティアが担っており、市民のグループも

あれば国際交流協会が実施しているような日本語教室もある。日本語学校については、私が把握している限り、市内に3か所ある。

委員 : 方針の中に、市として日本語教室に力を入れていく、つまり公的な関与を継続して強めていくということがわかるような文章を追記いただければと思う。

委員 : 資料4の「1 基本目標」の2段落目の文章について、主語は尼崎市なので、「また」の部分を「このような産業の町として発展することに貢献してきた韓国・朝鮮籍をはじめ…」とすると、他委員の意見や流れを汲むことができると思う。

また、「3 施策体系」の施策の方向性にて、「学校園等における…」という文章が2つ出てくるが、「学校教育等における…」としたほうがはっきりすると思う。

事務局 : 「学校園等における…」については、人権文化いきづくまちづくり計画の表記と合わせている。

委員 : 机上配布資料の(4)の③について本名使用の話があったが、外国にルーツを持つ子どもの場合、日本国籍を取得すると本名は日本名になる。学校で民族名が堂々と使えるような雰囲気醸成するべく、民族名(本名)とする等、表現を工夫いただきたい。

委員 : 日本語学習・教育に関して、日本語が全くできない状態で来日されるケースは少なく、その家族や技能実習生が、日本語が全くできないケースが多い。国は外国人を永住させる方向で考えており、2027年までに現在の技能実習制度から、育成就労制度へ移行し、一定の日本語能力(日本語能力試験N5相当以上)が取得要件となる。N5は日本語学校、専門学校に通っている留学生レベルであるため、2027年以降、日本語が全くできない外国人は、家族滞在以外は恐らくいなくなる。育成就労の後、特定技能1号、2号と上がり、2号になると在留期間の更新期限がなくなる。従って、現行で考えている日本語学習と、2027年以降の日本語学習というものは大きく変わってくるかと思う。

委員 : 補足で、特定技能外国人が、日本語が喋れない家族を母国から日本に呼ぶケースもあるかと思うが、その場合どのようにするかは検討中である。

委員 : 資料4の「2 基本的視点」の(1)において、多文化共生に関する理解の促進と同時に、人権に対する理解という部分も深めていかなければならないので、人権という言葉が記載されていても良いのではないかと。併せて、机上配布資料のキーワードのところにも多文化共生教育とあり、この事が重要なことについては変わらないが、ベースには人権教育というものが重要なのではないかと考えた。

委員 : より人権というメッセージが打ち出されてほしい。国の方針などもあるかと思うが、初めて指針を見たときに、人材としての捉え方に違和感があり、来日してくる外国人は様々な背景を持って、「人」として来日するの

であり、「労働力」として来る訳ではない。日本語支援は、日本で生活する上での基本的な権利としての学習であり、同化の強要にならないようにすることは非常に重要なことである。既に指針に盛り込まれてはいるが、それぞれの方のルーツを含めたアイデンティティの保持というものがより強く出なければ、日本語を学んで、早く日本の社会に適応してほしい、という誤ったメッセージになってしまう。

また、資料4の「1 基本目標」の3段落目に多様性(ダイバーシティ)と包摂性(インクルージョン)とあるが、現在はD&IからDE&I(Eはエクイティ、公平性)が人権に繋がる視点としてクローズアップされている。指針の策定にあたって、今の社会の現状は外国ルーツの人たちにとって不均衡で暮らしづらい状態であるという前提に立ち、それを公正なものにするための指針である、というメッセージが人権という部分で出てくると良いと思う。

会長 : それでは、各委員からの意見、指摘を踏まえて、事務局より取りまとめをお願いします。

事務局 : 現在、指針のたたき台を作成中であるが、今回いただいた意見は事務局としても同様に感じているところである一方で、指針であるため、どこまで詳細に記載するか、また施策に関することをどこまで盛り込むのかという問題がある。例えば、相談窓口を設ける等といった詳細な事業までを指針に盛り込むことは難しいが、文脈の中で読み取れるよう最大の努力をするということが、事務局の考えているところである。また、個別に専門部会にて審議を進める中で、市としても担当部局を参加させていただきながら、各委員から意見をいただきたい。本審議会でいただいた意見の中で、基本目標に反映できそうなものについては、事務局側で修正及び再検討を行い、事務局側と部会長で調整の上、部会の審議にかけさせていただく。

議事(3) 部会の設置について

会長 : それでは、議事の3「部会の設置について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——事務局より説明——

会長 : 事務局から説明のあった、意識調査の実施に向けては、専門的見地から議論を行うために部会を設置しようと思う。

委員一同 : 異議なし。

会長 : なお、昨年度に設置した多文化共生部会についても、来年度は策定の年であるため、引き続き部会を設置しようと思う。

委員一同 : 異議なし。

会長 : 部会を設置することとする。部会については、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例第14条第2項の規定により、会長の指名する委員で組織することとされているので、私から指名させていただく。

意識調査部会については、人権全般の質問項目を始め、各種の人権問題に関する質問項目の検討も行う必要があることから、私を部会長とし、伊藤委員、内田委員、高尾委員、武本委員、朴委員の6名を指名する。

多文化共生部会については、朴部会長、太田垣委員と、木村委員の3名に加え、子どもに関する記載や人権全般に関する記載の検討のため伊藤委員と私を部会委員とする、5名で進めたいと思う。なお、部会の開催については、後日、事務局より日程調整のうえ、通知文等の送付をお願いする。

議事(4) その他

会長 : 最後に、議事の4「その他」について、事務局より説明をお願いする。

事務局 : 令和6年度の審議会開催スケジュールについて説明を行う。

——資料5に基づき説明——

なお、令和6年6月4日から委員任期の切替となり、再度委嘱の手続きのため、各委員には関係書類の提出をお願いする。

会長 : それでは、これをもって、令和5(2023)年度第2回人権文化いきづくまちづくり審議会を閉会する。

以 上